

診療所等物価高騰対策支援金交付要綱

(通則)

第1条 令和8年2月26日付け医政発0226第11号、医薬発0226第2号厚生労働省医政局長・医薬局長連名通知「令和8年度（令和7年度からの繰越分）医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業の実施について」に係る別紙「医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業実施要綱」の規定に基づき実施する診療所等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この支援金は、物価高騰の影響を受けている診療所等に対し、診療等に必要な経費に係る物価上昇への対応を支援することにより、地域医療提供体制の確保を図ることを目的とし、これに要する経費について予算の範囲内で交付する。

(支給対象施設)

第3条 支援金の交付対象施設は、次の要件を満たす内科診療所、歯科診療所及び保険薬局とする。

- (1) 保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から申請時点までに診療報酬を請求した実績があること。
- (2) 令和8年1月1日において廃院・廃止しておらず、申請時点で廃院・廃止の予定がないこと。ただし、事業譲渡等による廃院・廃止であって譲受先において引き続き診療等を継続している等、知事がやむを得ないと認めた場合はその限りではない。

(支給額)

第4条 支援金の支給額は、別表に定めるとおりとする。

2 支援金の支給は、1施設等につき1回限りとする。

(支援金の申請等)

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、診療所等物価高騰対策支援金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）を別に定める日までに知事に提出するものとする。

(支援金の交付決定及び額の確定)

第6条 知事は、前条の規定による診療所等物価高騰対策支援金交付申請書兼実績報告

書の提出があった場合には、書類を審査の上、交付すべきものと認めるときはすみやかに交付の決定及び額の確定を行い、様式第2号による物価高騰対策支援金交付決定及び額の確定通知書を支給対象者に送付するものとする。

(申請の補正が行われなかった場合等の取扱い)

第7条 知事が前条の規定による交付の決定を行った後、申請者の不備による振込不能等があり、県が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、申請者の責に記すべき事由により交付ができなかったときは、当該交付決定を取り消すものとする。

(支援金の返還等)

第8条 知事は、支援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、期限を定めて、既に交付した支援金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(1) 交付対象者の要件に該当しないことが判明したとき。

(2) 偽りその他の不正の手段により支援金の交付を受けたとき。

2 前項の返還並びにこれに係る加算金及び延滞金については、山梨県補助金等交付規則第16条及び第17条の定めるところによる。

(書類の保管)

第9条 支援金事業に係る証拠書類等の管理については、これを事業が完了した日の属する会計年度の翌年とから起算して5年間保存しておかなければならない。

(その他)

第10条 この要綱の実施のために必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和8年3月26日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表

対象施設		支給額
有床診療所		許可病床（※1）1床当たり13,000円 ただし、病床数が13床以下の診療所は1施設当たり170,000円とする。
医科無床診療所		1施設当たり170,000円
歯科診療所		1施設当たり170,000円
保険薬局 （所属する同一 グループ内の保 険薬局の数（※ 2）として）	1店舗以上5店舗以下	1施設当たり85,000円
	6店舗以上19店舗以下	1施設当たり75,000円
	20店舗以上	1施設当たり50,000円

※1 許可病床数は令和7年8月1時点の数とする。

※2 厚生局へ届出を行っている「保険薬局における施設基準届出状況報告書または特掲診療料の施設基準等に係る届出書」に記載している令和7年4月30日時点の数とする。